

# 西都市議会委員会傍聴規則

令和3年3月19日

西都市議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、西都市議会委員会条例（昭和33年条例第8号）に規定する委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入し、係員の指示により、傍聴席に着かなければならない。

2 委員会を傍聴しようとする者が団体である場合においては、その代表者又は責任者が、当該団体の名称及び所在地、当該代表者又は責任者の氏名並びに傍聴人員を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、委員長がこれを定める。

2 傍聴を希望する者の数が、定員を超える場合は抽選とする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、委員会を傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴するに当たっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会の場における言論に対し拍手その他の手法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻及び腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、及びえり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員会の長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 社会通念上保持することが認められるもののほか、委員会の傍聴に必要なもの以外のものを携帯し、又は着用しないこと。
- (8) 携帯電話その他の情報通信機器は、音を発しない措置をとること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、委員会の場の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影および録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、写真、動画等を撮影し、録音し、又は録画してはならない。ただし、報道関係者で委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 委員又は執行部の申し出により、委員長が必要があると認めて退場を命じたとき。
- (3) 傍聴人がこの規則に違反し、委員長が退場を命じたとき。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の傍聴について必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。